

近世大坂地域研究の課題

岩 城 卓 二

『国訴と百姓一揆の研究』（校倉書房、一九九二年）以来、

次々と労作を公にされてきた數田貫氏の仕事の特徴は、評

価・批判を問わず研究史と対話することで、自身の〈研

究〉を増殖させてきたことである。また積極的に概念図や

キーワードを提示されるため、しばしば学界に嵐を巻き起

こし、厳しい批判が寄せられることも少なくない。私もそ

のひとりである。

小稿が『近世大坂地域の史的研究』の書評であるならば、その作法に則ってまずは丁寧な内容紹介をしなければならぬが、ここではそれは極力省略し、氏の論点を私がどのような受け止めたのかに紙幅の多くを費やすことで、私自

身の〈研究〉の増殖に努めたいと思う。

本書の構成は以下の通りである。

第一部 地域社会の展開

- 1 近世後期における地域社会の様相
- 2 摂津灘目地域の郡中議定
- 3 地域社会と差別―戦後歴史学の転換点に立って―
- 4 地域社会と性―国訴の視角から―
- 5 国訴・国触・国益
- 6 近世の地域社会と国家をどうとらえるか―社会的権力論に関わって―

第二部 「支配国」と領主制

7 近世畿内所領構成の特質―「畿内非領国」論の意義と課題にふれて―

8 「摂河支配国」論―日本近世における地域と構成―

9 支配国・領主制と地域社会

10 領主制下の地域社会と民衆―河内塩野家の父子三代―

11 「御館入与力」について―「支配国」と領主制―

12 「兵」と「農」の間―地域社会のなかの武士―

第三部 「武士の町」大坂

13 「武士の町」大坂

14 内山彦次郎―大坂町奉行所与力の生涯―

15 大坂町奉行の世界―新見正路日記について―

16 大坂代官の世界―竹垣直道日記について―

17 交差する年中行事―「武士の町」大坂と町人―

一 藪田氏は何を論じたのか―議論の推移―

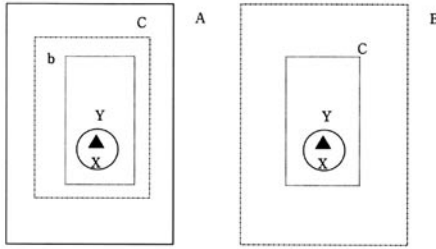
本書所収論文では7・8論文の発表時期が古い。この二つの論文についての私見は拙著『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、二〇〇六年）で述べたので、ここでは繰り返

さないが、私はこれを、*「村・百姓がみえない議論」*と評した。氏の研究の軌跡をみていこう。

藪田氏の代表的仕事のひとつとして8論文があげられよう。ここで提起された支配国論は現在に至るまで、この方面の研究に大きな影響を与えているが、その後、氏は国訴・百姓一揆の研究に問題関心をシフトさせる。その成果は『国訴と百姓一揆の研究』に結実したが、氏がしばしば不満を漏らされるように民衆運動論を主題にしたつもりが、地域社会論として敏感に受け止められ、反応されることになった。以後、現在に至るまで続く藪田批判のはじまりである。私もその一人で、それは一言で言えば、7・8論文とは反対に*「幕藩領主権力がみえない（みえにくい）議論」*という批判である。

地域社会論としての批判は予期しなかったであろうにもかかわらず、氏は次々と寄せられる批判に 대응しようと（研究）の増殖を続けた。これが1〜4論文であり、*「幕藩領主権力がみえない（みえにくい）議論」*という批判などを真摯に受けとめながら、議論を「公儀への依存」から「公儀への訴願と地域管理は背中合わせ」と増殖させていった。その成果が10〜12論文であり、ここでは支配と被支配をつ

図1 支配概念図（9論文）



注：Xは個別経営、Yは村落、Aは支配国、B・bは領主制（文字の大小は規模を意味する）。Cは地域社会。

なく環という議論を展開している。さらに5・6論文で、地域社会論の立場から寄せられた批判に反批判を加えた。その集大成が9論文で示された概念図であろう（図1 支配概念図）。そして現在、13～17論文で、武士の町・大坂という新しい提起をするに至っている。

こうした変遷をたどりながらも藪田氏の関心が一貫して地域社会・民衆にあったことは、本書が第一部「地域社会の展開」からはじまることから知られる。だとすると、

前著に対して地域社会論の立場からの批判が多く寄せられたことは決定的はずれなことではなかったのだと思う。そして第二部は発表時期に前後はみられるが、支配と被支配をつなぐ環を検討した10～12論文をふまえた9論文が現段階での到達点といってよからう。

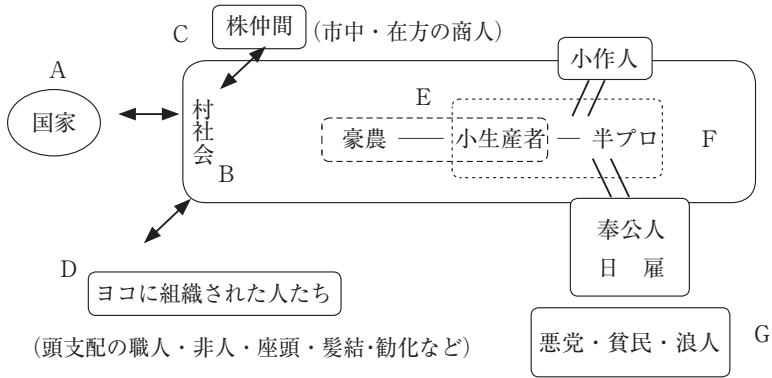
第三部「『武士の町』大坂」は、地域社会論だけにとどまらない氏の新しい境地が知られる論稿であるが、新稿論文の内容から窺えるように、やはり最後はこれらの仕事も地域社会論として、まとめようとされているのだと推察される。地域社会概念図に「武士の町・大坂」が位置づけられるのである。藪田国訴論には都市と農村の関係という視点が欠落していると考えていたが、それを克服する仕事にもなる、と私は理解している。

このように藪田氏の仕事を振り返ると、その問題関心を通底するものは地域社会と民衆だといってよからう。

二 地域管理制と郡中議定

1論文で、藪田氏は農民とその周辺的存在である商人、職人、非人、虚無僧などを村社会の外から村社会の秩序を乱す存在として捉えている（図2 近世後期の地域社会）。

図2 近世後期の地域社会（『国訶と百姓一揆の研究』）



たとえば、長吏・非人番が博奕捜査に関して「大勢で拷問などのひどい仕打ちをする」（11頁、以下（ ）内の数字は藪田著書の頁）、髪結いが髪結仲間に参加させられ、役銀を村が負担しなければならぬ（12）、「労働者の賃金が上昇し、また賃金を先取りしながら途中で勝手に止め、他所で働くなど不作法が目にする」（15）、廻在者から「無心されると村では、渋々ながらもたいてい出している」（17）という具合である。

しかしこれらの事象を読み取った郡中議定とは他集団の非を強調することで——外からもたらされる問題であること——、問題解決を図ろうとする村社会の立場から制定されたものであり、その論法にそのまま寄りかかると、これらが同時に村社会が直面していた内なる問題でもあることを見逃すことにならないか。非人番に取り締まれる博奕とは、村民だけの遊興の博奕から、村民以外の者も加わる大がかりな博奕（遊興の度をこえた、あるいは宿の提供など博奕を通じて利益を得ることが目的化）へという変化が背景にあるのだと思われ、また労働者賃金の上昇も奉公人に過度な待遇を与える村内雇用主の存在が一方であり、同じように廻在者に対して過度な饗応を与える者が村にいるとい

これは排除・対抗の論理ではなく、むしろ包摂を目指すもので、確立した秩序の枠組みのなかで協調していこうとするものであった、と私は考える。勸化、施行そのものを否定しているわけではなく、それらが秩序ある関係のなかで行われることが模索されたということである。これは秩序を乱す下層民を排除するのではなく、更生させ、村役人層が考える秩序ある社会に取り込もうとする近世後期の儉約令や取締の基調とも相通じよう（前掲拙稿「日比報告コメント」）。

郡中議定から読み取るべきこととは階層性や排除ではなく、下層民を取り込み、他集団とも結合するために相応しい規範をつくりこうとする地域社会の営みだというのが私見である。排除・対抗ではなく、結合・同化である。そして地域社会がこういう方向を目指していたのだと考えれば、3論文で指摘されるような郡中議定で「えた」に関わる条項がみられないことの説明も付くのではなからうか。すなわち、えた身分との間では村にとって秩序ある関係が維持されていたからである。ただし、それは厳しい差別を含んだ関係であることを押さえないければならないが。

これはこの地域社会が目指したものが農本主義であると

いう評価にも関わろう。商品経済の発展を前にした地域社会は排除・対抗ではなく、他者をも統合する地域の形成を模索していたのではなからうか？　そしてそこそがブルジョアの発展を遂げたといわれてきた畿内農村の内なる近代化への歩みだったのではなからうか。

四 郡中議定と村法

藪田氏は「郡中議定には村法との連続面があり」「連合村法として捉える方が適切な面もある」ことを認めつつ、むしろ村法との異質面を強調し（25）、「階層性や排他性」が郡中議定の内容上の特質であるとす。

郡中議定が制定される歴史的段階を評価するには、法としての強制力、換言すれば違反者・村に対する制裁権を誰が担保しているのかを説明することが必要であろう。村法は違反者に対する制裁権を村が保持していることを前提に取り決められており、違反者はなにかの制裁を受けるか、詫び状を村に差し出すことで解決が図られている。つまり村法と制裁は対のものである。

地域管理制が地域秩序の実現を保障するものであるならば、法としての郡中議定の制定は重要であり、地域管理制

の歴史的段階を評価するうえで郡中議定に着目したことは意義深い。しかし郡中議定という法の制定をもってして地域管理制が実現したのか、それともそれ以前から成立していた地域管理制が郡中議定を制定する段階に立ち至ったのかはわからない。そして、もしこの郡中議定が地域秩序を維持するための法であるならば、違反者への制裁権の有無が問われねばなるまい。郡中議定あるいは郡中議定に体现される地域管理制は制裁権を持たず、それは村が担保していることは藪田氏も認めている(98)。

この点で村法と郡中議定は異質なものであり、村法とは別の法現象という氏の指摘(24)には賛同するが、さらに一歩進むにはこの異質な法が並立する社会とは何かを議論しなければならぬであろう。またここに郡中議定を制定する地域管理制の歴史的段階を評価する手がかりがあると考えるが、この点についての藪田氏の評価は曖昧である(98)。村法と郡中議定という異質な法が併存する地域社会の歴史的段階とは如何に? そして郡中議定はそもそも法といえるもので、また村をこえた地域社会が法による支配を構築しようとしたものであったのか。これは法と社会の関係を問うことであり、地域管理制の位置づけに大きく関

わる問題だと考える。また郡中議定の評価には強制力をともなう国触の発布を地域社会が同時に求めていることも問われねばならないであろう。幕藩領主権力との関係である。

五 富の増殖の単位としての地域

藪田氏は地域社会を富の増殖の単位として捉えた。この妥当性について考えていきたい。

氏は4論文で、郡中議定で墮胎の禁止が掲げられていることから、地域社会が人口問題に無関心でなかったことを読み取り、人口問題を地域社会における民勢のパロメータとして捉えた。そして墮胎の背景を次のように説明する。すなわち、背景には華美な風俗を求めるといふ消費社会があり、家業に精を出さず、華美な風俗を追い求めるために現金収入が必要となるがために晩年まで働かざるをえなくなり、正式な結婚が遅れ、内縁のままに妊娠出産という事態に及ぶ。つまり消費欲↓キャリア志向↓晩婚↓墮胎(68) (69) という連鎖が起こるとし、その解決策は「質朴之風儀ニ而家業相励」と反市場(反消費欲)的態度を強調することである、と主張する。

百姓成立とは負担と御救いという領主と百姓の双務関係

であると同時に、富裕者による富の公共への提供・分配のことも、と私は理解している。そのためには個々の百姓が「分相応」の消費欲をもち、そのことによる地域の活性化は必要であり、また生活水準向上・維持の努力のための消費（生産能力を高めるため、教養を身につけるための消費）も否定されないであろう。それは地域内に富を提供・分配する富裕層の維持・再生産にもつながるからである。とすると、ここで墮胎が起る社会的要因とされる消費とは百姓成立にはつながらない消費、つまり安樂的、享樂的な消費のことではないのか。また墮胎禁止による人口増が「国益」にかなうという郡中惣代の主張とは、労働力不足と確保だけが目的ではなく、人口増による地域社会の消費向上による活性化が地域の自立につながるからではないのか。それは消費の場としての地域の形成ということである。つまり「質朴之風儀ニ而家業相励」とは消費全般を

否定しているのではなく、また反市場的態度を強調しているのでもなく、安樂的な消費あるいは浪費の忌避として読み込むべきではなからうか。

こうした議論は乱暴にすぎるといふ批判を受けるかもしれないが、私は藪田氏の議論をふまえて、次になすべきこ

とは問題を消費一般に解消するのではなく、忌避される消費とはいかなるものかを問うことだと考える。それは〈富〉の増殖を如何に郡という単位で実現していくかということにも関わると思うからである。

この点に言及する前に、藪田氏の主張を整理しておこう。「農村の商業的ないし工業的發展を主導しているのは、階層としての豪農であり、郡中議定にも奉公人や日雇いの雇い手といった彼らの存在に相応しい要求も如実に現れている。しかし、その反面、農村のブルジョア的な発展という〈枝〉には、豪農ばかりか中小農も奉公人や小作人もぶら下がっており、その危機は、地域社会全体の危機と認識される。また郡中議定や国訴は、勸化・廻在者や儉約令といったひろく農村住民全体にかかわるとみた方が適切な要求も混在し、小ブルジョア的な階層に則してみるほど純化していない」（99）。「狭い地域において民衆運動をみるならば、リングゴを縦に切るように階層的配置を執りだすこともできよう」がそれはひとつのリングゴの世界であり、その「二つのリングゴの世界は完結しているが、三つまとめたりリングゴは、必ずしも自動的に完結しない」（101）。そして階層性を無視しているという批判に対しては、「現実の地域社

会が、階層性に満ちていたことはいうまでもない。(中略) その階層差をこえて、上下の利害が外に向かつて一致する(と考えた)とき、そこに国益論が生まれ、受容される。(中略)自分をふくめ全体性(その境界がどこにあるかは可変的である)を思い描くことで、国益論を提起するのである」と、反論する(106)

この主張に限らず、藪田氏の地域社会論に対して私が議論したいことは、歴史的領域として形成される地域(公共領域であり、政治的公共性を持つ社会。また地域間対立を引き起こす単位)は、なぜ郡であったのか、ということである。藪田氏に対して、地域管理制には幕府領組合村や領主制への目配りが欠如しているという批判が多く寄せられたが、幕府領組合村や領主単位の村連合では郡中議定に相当する法は制定されないか、あるいは制定されても郡中議定のように何度も制定されることはないのではなからうか。たとえば摂津国の尼崎藩領では大庄屋制がとられていたが、大庄屋単位での自主的な法の制定は見当たらないし、領分全体での自主的な法の制定もみられない。ことは和泉国岸和田藩も同じだと思われる。しかし摂津国の川辺郡・武庫郡で取り結ばれる郡中議定には尼崎藩領村々も加わっている。

これらの事実をふまえると、郡中議定を制定する郡という地域と、領分単位の地域とは異質なものである。これは畿内における歴史的領域としての地域の形成が郡という単位をとったことの評価に関わるし、地域管理制の歴史的段階の位置づけにも関わろう。「自分をふくめ全体性の境界がどこにあるかは可変的である」と村役人層が認識していたのであれば、にもかかわらず、郡という経済的領域(富の循環・還元の場合、消費の場合)とはならない単位を基盤に、藪田氏が言われる歴史的領域としての地域が形成されたのはなぜかが問われねばならない、と私は思う。藪田氏が郡を富の増殖の単位と考えているのであれば、これは説明すべき課題ではなからうか。

六 富の増殖と国益について

五でふれた富の増殖について考えていこう。

藪田氏は、『地域成り立ち』としての国益の方法論は、限られた地域内での〈富〉の増殖である(104)、「大坂周辺の農村社会は綿業・綿織・製油業、あるいは酒造業によって地域を起こし、最後に労働力不足に悩むなかで人の生まれる環境を、国益論として把握するに至った(106)、「

「富」が増えること——これが国益論の主眼だとすれば、それは領主から小百姓・豪農・一般人民にいたるまで利害は一致し、そのことが現実の地域社会が身分性・階層性に富んだ社会でありながら、『国益』という共同性の高い概念を生み出す要因となっている」(106)、と主張する。

この主張から知られるように、藪田氏は、大坂周辺農村は百姓成立を〈富〉の分配よりも、〈富〉の増殖で実現することに重点を置いていた、と理解しているようである。この点は藪田地域社会論の重要な主張といつてよい。

この富の増殖には、①富の源泉となる奉公人・日雇いの賃金を増大し、それが地域社会での消費を刺激し、需要の増大をもたらし、また産業活動を活況させ、富農・在郷商人が潤うというように有機的に連関していくあり方と、②賃金を抑制することで、富農・在郷商人などの利潤を増大させ、それを起動力に地域社会が活況するというふたつのあり方が考えられる。地域社会の〈富〉の増殖が③の方向性を目指すものであったことは郡中議定が賃金の抑制を掲げていることから明らかである。とすると、①の方法、つまり賃金を上昇させても、それが地域内の〈富〉の増殖には直結しないというのが郡中議定制定の単位となった地

域(郡)ということになる。また、需要の増大や商業活動などへの刺激は別の地域(郡外)で起こるか、あるいは郡は消費の場にはならないということにもなるか。

この理解が正しいとすれば、国訴は市場における特権的株仲間商人の独占支配を打破し、「自由」な商品流通を実現しようとした反封建的農民闘争であるというかつての研究を藪田氏はどう位置づけているのであるか。藪田国訴論は村役人が国訴の担い手であることを明らかにした点で意義深い。その国訴の基盤となった地域社会が〈富〉の増殖を目指していたのであれば、それはかつての「自由」な商品流通の実現という理解とどう異なるのであるか。〈富〉の増殖という議論をより深めるには、それを補強するような新しい社会構造分析、あるいは言及が不可欠だと考えるがいかがである。

また、こうした地域であっても、〈富〉の分配という回路が存在しなければ「領主から小百姓・豪農・一般人民にいたるまで利害」は一致しないのではないか。短期的には賃金抑制によって富の増殖や地域の繁栄はもたらされるであろうが、長期的にみると、幕府政策基調の変化、市場原理や飢饉といった外的要因で、たちまちに〈富〉の増殖は

立ち行かなくなるというきわめて不安定なものであり、また地域であるといわざるをえない。郡中議定を制定する単位となった地域Ⅱ郡とは賃金の増大、需要の増大、地域内商業活動の活況、富農・在郷商人が潤うという事態が有機的に連関する経済的領域としての地域ではないという言い方もできるかも知れない。とすると、にもかかわらず、郡を単位に〈富〉の増殖を目指さなければならぬ地域社会とは何かが問われるべきではないのか。つまり藪田氏が議論する地域Ⅱ郡とは政治的公共性（訴願の単位とは成りうる）を持つ社会ではあるが、長期的な富の増殖を維持できるような地域ではない、と私は考える。議論すべきは、地域Ⅱ郡とはそういうものであったにもかかわらず、政治的公共性を持つ社会であった、あるいはなり得たことの意味を問うことではなからうか。それは社会構造分析を深化させるだけでは解けない課題でもある。

私は郡中議定の制定基盤となる地域Ⅱ郡とは自立できる経済領域としての内実をもっておらず、自分をふくめた全体性の境界がどこにあるかは可変的であるということと村役人たちも認識していながら、にもかかわらずその郡を単位に〈富〉の増殖をめざす国益論を展開せざるを得ない、

あるいは政治社会領域としての内実を持たせなければならぬことの意味を議論すべきではないかと考える。また大坂周辺地域社会にとつての近代とは、郡という政治社会領域のなかで富の増殖を図ることの限界性が自覚され、それを打破する歩みといえるかも知れない。

七 支配と被支配をつなぐ環

藪田氏の地域社会論は異なる社会集団との接触領域（重層する公権の接触領域、横の関係）を地域管理制、郡中議定で説いた点で研究史に刻印を残す意義深い仕事であるが、冒頭で述べたように幕藩領主権力との関係が捨象されており、私などはその点を批判した。

この批判をうけて藪田氏が、支配と被支配の関係、具体的には町奉行所と地域社会の関係（縦の関係）を説くために注目したのが国触であり、支配をつなぐ環である。それは地域社会のなかの武士（10・12論文）、館入与力（11論文）として結実した。これら個々の論点は意義深い、しかし異なる集団・公権との接触の場における交渉・対立・妥協・協調が、しかも決定的対立には立ち至らずに一時的にせよ「安定」が創出されているという歴史的事実を前に

したとき、交渉・対立・妥協・協調という接触の場の歴史像が淡泊にすぎるのはなからうか。これは藪田氏に限ったことではなく、私にもそれをどのような史料で、どう描くことができるのかについて見通しがあるわけではない。

いまひとつ問題点として感じるのは、幕藩領主権力（この場合は幕府）は全国統治戦略をもつ権力であるということであり、地域間対立を調停する権力として描かれる権力ではみえない、換言すれば地域間対立の争点にはならないような統治戦略には目が及んでいないことである。それは支配する側の論理という視点であり、支配されている側には容易には、あるいはほとんどみえないが、しかし自らが生きる地域社会を拘束しているものがあり、結局のところ藪田氏の地域社会論の方法論では支配と被支配が接触する局面しか捉えていないのではないかということである。たとえば酒造業・業種業で経済発展を遂げた西摂津の武庫・菟原郡が、安政国訴で国訴からの離脱を図ったことは、地域社会の内在的發展だけで説明できるのだろうか。その経済発展の前提には高度な政治判断で実現されたと思われる明和上知があるのではなからうか（前掲拙著）。

近年、支配をつなぐ環、あるいは支配と被支配の接触領

域への研究関心は高いが、そこではこのような支配される側にはみえない支配する側の論理という権力の所在がどれだけ自覚されて議論されているのだろうか。接触領域だけから領主権力の性格を論じることの危うさについても良い。ただ誤解なきように言っておくと、これは藪田氏や、八〇年代以降の地域社会研究を牽引してきた久留島浩・谷山正道・平川新氏への批判と言うよりも、これに追随し、行政を担っていることや、利害調停をする権力、豪農層の献策を発見することを目的化させてきたかに思える私も含めた後発の研究者への課題の提起である。

八 「武士の町」大坂論

近年、藪田氏は支配する側の論理の追求へと視野を広げ、「武士の町」大坂論という新しい提起をしている。これを武鑑・御役録や年中行事から立論する手法は興味深く、武士の存在に光を当てたことは意義深い。しかし従来の氏の研究との整合性が私にはわかりにくい。

10～12論文で追求された支配と被支配をつなぐ環という議論では、支配に関わる接触領域が追求され、その追求によって9論文の支配概念図の内実は豊かなものにならうが、

「武士の町」大坂論では接触領域以外の局面にも視野が拡大し、支配する側である武士の論理が検討されている。また大坂の武士と町人の接触領域も検討されているが、その対象は年中行事である。つまり「武士の町」大坂論における支配と被支配の接触領域を追求するための対象は従来と異なっているものであり、それが意図あるものなのであればその説明がほしい。私は年中行事のような文化的領域における支配と被支配の接触を説くことは意味があることだとは思いますが、どうしてこういう側面から接触領域を検討されるのか藪田氏の説明を聞きたい。

また藪田氏は今後の課題として、地域の自画像を明らかにすることをあげ、「武士の町」大坂論という提起をした。この「武士の町」大坂論は、まだ芽生えたばかりの議論であり、これが地域社会論としていかに深化していくのか見守りたいが、氏の議論で気になるのは大坂の武士のとらえ方である。たしかにその人数を確定することや支配する側の論理、接触領域を検討することは必要であるが、大坂の武士を考える際に重要なことは、大半は一定年期中交代する武士たちであり、地付きの武士が少ないことである。この地付きの武士の少なさが、明治半ばに、近代東京が繁栄

しているのはその前史に江戸の繁栄があり、それは武士がもたらしたものであるという旗本のような主張が大坂では生まれず、また「町人の都」大坂論が台頭したときにも、その対抗軸にならなかつたのではなからうか。つまり士族会として結集する旧藩士や『江戸会雑誌』などを刊行していく旗本のような武士の主張の欠如である。

近世において「都会」とは「地方」と対をなす言葉として定着し、江戸・京・大坂は「都会」という点で共通していた（塚本学『都会と田舎』、平凡社、一九九一年）。「都会」とはすべての物資が集まる豊かな地であり、その「都会」であることが都市が共通して持つアイデンティティであったと思われる。食い倒れ、着倒れ、諸国の賄所とはそれぞれの「都会」がもつ個性であり、その基底には共通して「都会」としての繁栄があり、それは武士によってもたらされているという共通認識があった、と私は考える。たとえば武鑑は、「都会」を維持しているのは武士の存在であるということを広く民衆世界に意識させていくという意味もあつたのではなからうか（武鑑的世界）。

藪田氏のように、久須美の大坂「町人の都」という主張から近世「都会」観に対する彼なりの危機感を読みとるこ

ともできようが、それは江戸や他都市と比べてという相対的なものでしかなく、決して武鑑の世界の崩壊までをも認識したわけではなからう。この点で近代以降の「町人の都」論とは異なる。近代における「町人の都・大阪」論は、久須美の「町人の都」論の系譜を引くものではなく、近代以降に成立するものなのではなからうか。小西来山の有名な一句を取り上げる従来の論法も、町人の都・大阪論の系譜を近世に求めている点で誤りではないかと思う。

近代以降の町人の都・大阪論は首都東京の「都会」としての目覚ましい発展を前にした大阪・京都がその個性の強調に迫られ、そのなかで浮上し確立する時代的要請に迫られた自画像ではなからうか。それは京都が近代天皇制の国家的戦略のなかで「雅」として位置づけられ、それに寄りかかりながら自己主張すること（高木博志『近代天皇制と京都』、岩波書店、二〇〇六年）への対抗心とも考えられる。近世都市の基底にあった武鑑の世界が見失われるのは大阪だけでなく、京都もであり、それは両「都会」の首都東京への対抗心であるとともに、武鑑の世界を強調する地付の武士の圧倒的少なさと、その自己主張の欠如ではなからうか。大坂・京都を対象とする都市論から武士の存在が消え

たのは、こうした歴史的経緯によるものだと考える。

以上、書評と言うよりも、自身の研究の〈増殖〉に努めてきた感がある。私にとっては、そう駆り立ててくれる意義深い書物であった。

〔付記〕

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（C）「幕末期における畿内・近国社会―戦争と災害の視点から―」の成果の一部である。

（いわき たくじ・京都大学人文科学研究所准教授）